

「佐久市地域遺産（仮称）」事業について

	区分	案	課題等	参考（栃木県益子町）																				
1	名称	「佐久市地域遺産（仮称）」	・「世間遺産」使用の是非 ・公募の是非	「ましこ世間遺産」																				
2	目的	文化財指定は難しいが、地域で大切に守られている、次世代へ引き継いでいきたい文化財を「佐久市地域遺産一覧表（仮称）」へ登録（認定）することで、地域の歴史に触れ、郷土愛を育む契機とするとともに、観光資源としての活用も図り、交流人口の増加を図ることを目的とする。		身近な存在で生活に溶け込み、地域で愛され、将来にわたり守り伝えていきたい風土・風景・風習・食文化などを「ましこ世間遺産」として認定し、町内外にその魅力を発信し交流を図ることを目的とする。																				
3	申請方法	区や保存会等の地域単位の団体による「申請書」の提出	・個人申請の是非	自治会、育成会、その他の団体単位で、申請用紙に記入し生涯学習課まで申請書を提出する。																				
4	対象	・有形文化財 ・無形文化財 ・民俗文化財 ・記念物 ・文化的景観 ・伝統的建造物群	・時代制約の是非 ・人物の可否	将来にわたり守り伝えていきたい風土・風景・食文化など（文化財については、今までスポットの当たらなかったものに注目するため、県指定文化財以上のものは対象外とする。）																				
5	認定基準	指定されていない文化財であり、地域で大切に守られ、継承され、次世代へ引き継いでいく熱意の感じられるもので、外部から見ることができること。	・公開の可否 ・個人所有の場合の取り扱い	①将来にわたり守り伝えていきたいもの ②地域で愛され、継承されてきたもの ③地域住民に認知され、地域を象徴するもの 以上のいずれかに該当し、公開されているもの又は、外部から見ることができるものを基準とし、実行委員会が選定し認定する。																				
6	認定後	・市公式ホームページによる周知 ・位置図のあるリーフレットによる周知 ・市広報紙「サクライフ」による周知	・活用等に対する義務の是非 ・維持管理に対する制約の是非 ・維持管理に対する補助金交付の是非 ・案内看板設置の是非	ましこ世間遺産めぐりとして、町内外に向け情報を発信し周遊ルートとして活用を図る。 環境整備事業に1認定あたり1年度20,000円以内の補助金を交付する。（消耗品代、燃料代、食糧費に限る。）																				
7	その他	認定機関	・認定委員会構成委員 ・教育委員会 ・文化財保護審議会	ましこ検定・世間遺産実行委員会委員名簿 <table><tr><th>No</th><th>所 属</th></tr><tr><td>1</td><td>生涯学習推進協議会・商工会</td></tr><tr><td>2</td><td>益子町小中学校長会</td></tr><tr><td>3</td><td>益子焼関係団体振興協議会</td></tr><tr><td>4</td><td>観光ボランティアガイドましこ</td></tr><tr><td>5</td><td>文化財保護審議会</td></tr><tr><td>6</td><td>認定農業者団体</td></tr><tr><td>7</td><td>益子町観光協会</td></tr><tr><td>8</td><td>女性団体連合会</td></tr><tr><td>9</td><td>土祭検討委員会</td></tr></table>	No	所 属	1	生涯学習推進協議会・商工会	2	益子町小中学校長会	3	益子焼関係団体振興協議会	4	観光ボランティアガイドましこ	5	文化財保護審議会	6	認定農業者団体	7	益子町観光協会	8	女性団体連合会	9	土祭検討委員会
No	所 属																							
1	生涯学習推進協議会・商工会																							
2	益子町小中学校長会																							
3	益子焼関係団体振興協議会																							
4	観光ボランティアガイドましこ																							
5	文化財保護審議会																							
6	認定農業者団体																							
7	益子町観光協会																							
8	女性団体連合会																							
9	土祭検討委員会																							

『佐久市の文化財』（平成22年1月発行）発行以降の指定文化財の主な状況

1 指 定

(1) 市関係

	名 称	区 分	指定年月日	備 考
1	臼田トンネル産の古型マンモス化石	天然記念物	平成23年 7月27日	H25.3.25に県天然記念物に指定
2	岩村田若宮神社祇園社神輿（附 平成修理解体部材一式）	有形文化財	平成24年 6月28日	
3	福王寺絹本着色愛染明王像	有形文化財	平成26年 4月24日	H27.9.24に県宝に指定
4	立鼓柄刀	有形文化財	平成28年12月22日	

(2) 県関係

	名 称	区 分	指定年月日	備 考
1	木造伝法燈国師坐像	県宝	平成22年10月18日	『佐久市の文化財』50頁 市指定 S62.10.20 市文化財保護条例第5条第3項の規定により市指定解除
2	臼田トンネル産の古型マンモス化石	天然記念物	平成25年 3月25日	市指定 H23.7.27 市文化財保護条例第32条第3項の規定により市指定解除
3	絹本著色愛染明王像	県宝	平成27年 9月24日	県宝指定により名称変更（「福王寺」削除、「着色」⇒「著色」に変更される。） 市指定 H26.4.24 市文化財保護条例第5条第3項の規定により市指定解除

2 解 除

	名 称	区 分	解除年月日	備 考
1	キレハエビラシダ	天然記念物	平成27年 2月23日	『佐久市の文化財』157頁

3 その他

	名 称	区 分	備 考
1	刀	県宝	『佐久市の文化財』16頁 H27.9.11 所有者変更に伴い管理が上田市へ移管される。
2	根神社の式三番叟	市無形民俗文化財	『佐久市の文化財』126頁 指定書では、「根神社式三番叟」となっている。